

地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した
社会保障施策に要する経費について(令和5年度決算)

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、引き上げ分(社会保障財源化分)については、全て「社会保障施策に要する経費」に使うこととされています。

令和5年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況については次のとおりです。

【歳 入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 20,197 千円

【歳 出】 社会保障施策に要する経費 361,971 千円

(単位:千円)

事業名		決算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一般財源	うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)
			国庫支出金	県支出金	その他		
社会福祉	障害者福祉事業	51,787	26,042	12,933	0	12,812	937
	老人福祉事業	102,473	0	624	0	101,849	7,452
	児童福祉事業	80,057	9,729	3,346	12,935	54,047	3,955
	その他の社会福祉事業	13,052	0	555	0	12,497	914
	小 計	247,369	35,771	17,458	12,935	181,205	13,259
社会保険	国民健康保険事業	12,025	1,317	4,300	0	6,408	469
	介護保険事業	14,501	1,870	1,361	0	11,270	825
	後期高齢者医療事業	59,978	0	10,533	0	49,445	3,618
	小 計	86,504	3,187	16,194	0	67,123	4,911
保健衛生	救急患者輸送事業	2,965	0	0	0	2,965	217
	診療所事業	15,064	0	0	0	15,064	1,102
	母子保健事業	0	0	0	0	0	0
	健康増進事業	4,317	0	283	85	3,949	289
	疾病予防対策事業	5,752	0	0	34	5,718	418
	その他の保健衛生事業	0	0	0	0	0	0
	小 計	28,098	0	283	119	27,696	2,027
合 計		361,971	38,958	33,935	13,054	276,024	20,197

※社会保障施策に要する経費には、事務費及び人件費を除いています。

※社会保障財源化分の地方消費税交付金については、各事業に要した一般財源の比率に応じ充当しています。